

ワンタイムパスワード利用規定

大阪府医師信用組合

ワンタイムパスワードの利用に際しては、「いししんのインターネットバンキングご利用規定」（以下「利用規定」といいます。）に加え、本規定を適用します。

なお、本規定において使用する用語は、特段の定めのない限り、利用規定と同じ定義・意味を持つものいたします。

（ワンタイムパスワードの機能）

第1条 ワンタイムパスワードとは、インターネットバンキングの利用に際し、スマートフォン等の端末機器（以下「携帯電話等」といいます。）にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「トークン」といいます。）により、生成・表示される1分毎に変化する可変的・使い捨てパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）のことです。

パスワードの盗難・詐取等による犯罪被害を防止できる有効な機能となります。

「いししんインターネットバンキングサービス」の利用に際して、ログインIDおよびログインパスワードに加えて使用することにより、インターネットバンキング契約者（以下「契約者」といいます。）の本人確認を行うサービスです。

ワンタイムパスワードの利用者は、インターネットバンキングのご契約者が対象となります。

（ご利用方法）

第2条

1. トークンの発行

契約者が、ワンタイムパスワード機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングにログインし、トークン発行の依頼を行ってください。

大阪府医師信用組合（以下「当組合」といいます。）は、トークン発行の依頼を受けた場合、契約者がトークン発行依頼時に指定した携帯電話等のメールアドレスへ電子メールを発信いたします。

当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本アプリケーションソフト（以下「アプリ」といいます。）を取得するためのダウンロード先のURL、サービスID、ユーザーIDが記載されていますので、契約者は当該URLより携帯電話等にアプリをインストールし、当該アプリに、ア.「サービスID」、イ.「ユーザーID」および、契約者がトークン発行依頼時に指定したウ.「利用開始パスワード」を正確に入力して、トークンを取得します。

2. ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングにログインし、ワンタイムパスワード機能の利用開始手続きを行ってください。ワンタイムパスワード機能の利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されるワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信し、確認したワンタイムパスワードが、当組合が保有するワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からのワンタイムパスワード機能の利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワード機能の提供を開始します。

3. ワンタイムパスワードによる本人確認

ワンタイムパスワード機能の利用開始後は、インターネットバンキングの利用に際し、ログイン ID およびログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人認証を行いますので、ワンタイムパスワードを当組合所定の方法により入力してください。

当組合が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当組合が保有するワンタイムパスワードと一致した場合は、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

4. ワンタイムパスワードの利用解除

トークンをインストールした携帯電話等の機種変更やワンタイムパスワード機能の利用を中止する場合は、インターネットバンキングにログインし、ワンタイムパスワード機能の利用解除手続きを行ってください。

この手続きが完了した後は、インターネットバンキングの利用に際し、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。

5. 携帯電話等の機種変更または初期化を行う場合の手続き

トークンをインストールした携帯電話等の機種変更または初期化（以下「機種変更等」といいます。）を行う場合は、あらかじめ機種変更等を行う前に、インターネットバンキングにログインし、前記 4. に基づき、ワンタイムパスワード機能の利用解除手続きを行ってください。

なお、ワンタイムパスワード機能の利用解除手続き前を行う前に、携帯端末等の機種変更等または携帯端末の故障等によって携帯端末が使用できなくなった場合は、ワンタイムパスワード機能およびインターネットバンキングの利用が出来なくなります。このような場合は、直ちに当組合にご連絡頂くとともに、所定の手続きをお願いすることになります。

6. ワンタイムパスワードの再利用手続き

ワンタイムパスワード機能の利用解除手続き完了後に、再度、ワンタイムパスワード機能の利用を希望する場合は、前記 1. および 2. の手続きを行ってください。

ただし、前記 1. および 2. の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード機能の利用解除日の翌日以降となります。

(トークンの有効期限)

第3条 トークンの有効期限は、トークンに表示されます。

有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

(ワンタイムパスワードおよびトークンの管理)

第4条 ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯電話等は、契約者自身で厳重に管理し、第三者に知られたり、紛失・盗難等に遭わないよう十分に注意してください。

万一、トークンをインストールした携帯電話等を紛失等した場合、トークンの偽造、変造等により第三者に使用される虞が生じた場合は、直ちに電話などによって当組合に連絡するとともに、契約者から当組合に対し、当組合所定の方法により手続きを行ってください。

なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(利用停止)

第5条 当組合が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当組合所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場合は、当組合はインターネットバンキングの利用を停止します。

再度、インターネットバンキングの利用を希望する場合は、当組合所定の方法により手続きを行ってください。

(免責事項)

第6条 前記第2条3.の本人認証手続きを経たのち取引を行ったうえは、当組合は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

2. ワンタイムパスワード機能において、トークンの不具合等により取扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(規定の変更等)

第7条 当組合は、本規定の内容を当組合ホームページへの掲載、その他相応の方法で周知することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。

なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても当組合は責任を負いません。

(関係規定の適用・準用)

第8条 本規定に定めのない事項については、インターネットバンキング利用規定と関係する当組合の他の預金規定等により取扱います。

(準拠法・合意管轄)

第9条

- (1) 本契約の契約準拠は日本法とします。
- (2) 本契約に関する訴訟については、当組合の本店所在地を管轄する大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

附則

令和7年10月9日制定